

新型コロナウイルス感染対策としての仮放免に伴う生活支援と全件收容主義の是正を求める会長声明

1 新型コロナウイルス対策としての仮放免の評価

入管施設は、多くの外国人が閉鎖空間に收容されて起居を共にし、密集・密接の状態が避け難く、ひとたび新型コロナウイルス感染症が発生すれば即座に感染が拡大する可能性が高い。このことは、法務大臣自身、收容施設における感染リスクに言及しているところでもある（2020年4月17日法務大臣記者会見）。

国連移住ネットワーク入管收容代替措置に関するワーキンググループでは既に、2020年4月29日に、「COVID-19と入管收容：政府と他のステークホルダーは何ができるか？」と題する文書（以下「国連WG提言」という。）を公表し、「適切なセーフガードを講じ、收容されているすべての移住者を、非拘禁的な、コミュニティベースの代替措置へと解放すること」などを求めている。

この点、出入国在留管理庁は今年5月1日、「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を策定し、「特に仮放免を行うことが適当でないと認められる場合（明らかに感染している場合若しくは感染の疑いがあると判断される場合を含む。）を除き、仮放免を積極的に活用すること。」とした（同マニュアル22頁）。

在留資格のない外国人であっても、その人身の自由は最大限尊重されるべきであり、これに対する重大な制約である收容は必要最小限度のものにとどめるべきである。このような見地から、今般の仮放免を積極的に活用し、收容を回避すること自体は正しい方針であり、歓迎したい。

2 仮放免に伴う生活支援の必要性

出入国在留管理庁は、在留資格のない外国人に対して仮放

免を活用するとしながらも、仮放免後の外国人の生活に関する施策は示していない。我が国においては、仮放免された外国人は入管当局から就労を禁止され（出入国管理及び難民認定法第54条第2項、出入国管理及び難民認定法施行規則第49条第3項、同第48条第2項第4号）、住民基本台帳に記録されている者を対象とする特別定額給付金も受給できず、国民健康保険や生活保護の対象外とされることから、医療へのアクセスもままならない。特に帰住先がなく家族の支援が望めない外国人においては、その生活の基盤は極めて脆弱と言わざるを得ない。

この点、先の国連WG提言でも、高齢者、子ども、女性、障害者など生活基盤の脆弱な外国人への特別の保護が求められているところである。

3 結論

以上により、入管施設に拘束されている外国人の仮放免に際しては、当該地域ごとに住居の提供、就労の許可を講じることなどの施策を実施して、仮放免に伴う適切な生活支援を行うべきである。

また、従来の閉鎖型の收容施設を開放型の「受入施設」へ変更するよう、早急に検討すべきである。

最後に、本来退去強制令書による收容は、強制送還の準備のためだけに認められるものであり、外国人の人身の自由の保障の観点から全件收容主義は速やかに是正されなければならないものである。新型コロナウイルスの感染対策を契機として、改めてこの当然の理を国に対して求める。

2020(令和2)年5月28日

東京弁護士会会長 富田 秀実

学生支援緊急給付金に関する会長声明

政府は、2020年5月19日、新型コロナウイルス感染症拡大により世帯収入、アルバイト収入等が激減し、経済的困窮に陥った学生等に対し、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設することを閣議決定した。

本給付金は、経済的に困窮し、大学等の学費を支払えず、中退せざるを得ない学生などを救済し、教育を受ける権利を保障するための措置として、ぜひとも実施が必要なものであり、本給付金の創設、実施は、本会も積極的かつスピーディに推進するべきものと考えている。

しかし、本給付金制度には、次の2点で、合理的理由のない差別的制度が設けられている。

第一に、外国人留学生にのみ、「成績優秀者」の条件が課せられている点である。

留学生に対する給付金要件を加重した理由として、文部科学省は、「いずれ母国に帰る留学生が多い中、日本に将来貢献するような有為な人材に限る要件を定めた」と説明したと報道されている（2020年5月20日共同通信）。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情は、外国人留学生であっても、非留学生であっても異ならず、文部科学省の説明は、制度趣旨に反する。

また、政府は、2008年、「留学生30万人計画」を打ち出し、「国際貢献」を掲げて外国人留学生を積極的に受け入れる政策を実施し、その結果、外国人留学生の人数は2008年から倍増し、2019年5月1日現在、31万2214人に上っているのである（2020年4月22日文部科学省発表）。

それに関わらず、いざ経済的困難に陥ったときに、同じ

学生であるのに留学生にのみ過重な要件を課すのでは、「国際貢献」どころか利用主義にほかならず、留学生送り出し国を含む国際社会の信頼を失う。

第二に、本給付金の対象から、朝鮮大学校を対象外とした点である。

文部科学省の2020年5月19日の発表時点では、対象を大学・大学院、専修学校及び日本語学校としたため、各種学校である朝鮮大学校のほかに、外国大学の日本校6校も対象外となっていた。

その後、文部科学省は市民団体等から指摘を受け、上記外国大学日本校6校については、各種学校認可も受けていないテンブル大学日本校を含め、対象に含める旨変更したが、未だ朝鮮大学校1校のみ、対象外となったままである。

しかし、朝鮮大学校の学生も、新型コロナウイルス感染症拡大により、アルバイト等の収入源が途絶えるなどして、経済的に困窮しているという事情に変わりはなく、文部科学省による取扱いの差異に合理的理由はない。

2020年5月29日、特定非営利活動法人移住者と連帯する全国ネットワーク、外国人人人権法連絡会などの市民団体が、文部科学省と交渉を行い、5万5000通を超えるネット署名を提出し、上記差別的取扱いの是正を要求した。これに対し文部科学省は、朝鮮大学校は各種学校であり、高等教育機関であることの担保がないと説明した。

しかし、1998年、京都大学が朝鮮大学校卒業生の大学院受験を認め、合格したことを契機に、文部科学省は1999年8月、学校教育法施行規則を改正し、大学院入学資格を拡充した。その結果、入学資格がなかった朝鮮大学校も外国大学

日本校も入学資格が認められるようになった。また、2012年には、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則が改正され、「各種学校（大学入学資格を有するものであって、修学年限4年以上のものに限る）を卒業した者」が加えられ、専修学校に加え、朝鮮大学校卒業生も、試験を受験できるようになった。

このように、朝鮮大学校を日本の高等教育機関として認めた法制度がすでに存在し、同校が日本の高等教育機関であることの担保は十分になされているが、文部科学省の説明は、これらの事実を無視している。

これら留学生に対する要件加重、朝鮮大学校の排除は、憲法第14条（平等権）、並びに日本が締約国となっている人種差別撤廃条約、自由権規約及び社会権規約に反するものである。

たとえば人種差別撤廃条約第2条Cは、「各締約国は・・・人種差別を生じさせ又は永続化させる効果を有するいかなる法令も改正し、廃止し又は無効にするための効果的な措置をとる」義務を定めているが、今回の差別的設計は、まさに新たに人種差別を生じさせる法令といえる。

また、新型コロナ対策に関する国連人権高等弁務官事務所のガイダンスで、救済にあたり「誰ひとり取り残さない」ことを原則とし、「排除されるおそれがあるかもしれない人々（マイノリティ、移住者など）に対し特段の配慮が必要」と指摘していることと、真っ向から逆行する。

以上により、当会は、文部科学省に対し、ただちに本制度における差別是正を求めるものである。

2020（令和2）年6月11日

東京弁護士会会長 富田 秀実

第35回東弁人権賞 候補者推薦受付中

● 締め切り

2020年8月20日（木）

● 詳細

当会ウェブサイト

<https://www.toben.or.jp/>

● 問い合わせ先

総務課「人権賞」係

TEL.03-3581-2204

この賞は、本会及び民間の個人、グループ、団体の優れた人権擁護活動を表彰し、基本的人権の定着、発展に寄与しようとするものです。いわば在野の人権活動に光をあて、これらの人々を励まし、より一層の人権活動が活発になることを目指すものです。過去の実績者は、個人が39人、グループが40団体です。

本年度も、会員及び読者の皆様より、多数のご推薦をいただきたくお願い申し上げます（自薦他薦を問いませんが、他薦の場合は、対象者の方の了解を事前にお取りください）。

なお、応募書類は選考委員に提供し、選考のために使用いたします。返却いたしませんのでご了承ください。

推薦された方々につき、選考委員会の審議を経て、11月中に被表彰者を決定し、東京弁護士会の新年式（2021年1月8日）において表彰（副賞として記念品と総額100万円を贈呈）します。